

社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業

事業の目的

- 児童相談所等の都施設だけでなく、児童養護施設など民間施設でも **専門職員の確保・定着に苦慮**
- **都の福祉系職員、民間施設の専門職職員の新規採用者**を対象とした**奨学金返済支援事業**を創設し、**人材確保・定着を強化**

事業概要

対象施設・対象者

- 都の福祉系職員及び民間が運営する児童養護施設等の専門職（いずれも新卒・中途の採用者）
- 令和7年4月採用者から支援開始

支援上限・期間

- 一人当たり年額60万円（月5万円）を上限に、毎月の奨学金返済実費額を支援（都10／10）
- 一人当たり5年間を上限（最大300万円の支援）

事業イメージ

都立施設、民間施設ともに奨学金貸与機関の代理返還制度（所得税非課税）を活用し、職員への給付を経ることなく、奨学金の返還を支援し、**社会的養護等の分野に従事する職員の確保・定着を強化**

